

大津市居住安定援助計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条第1項の居住安定援助計画（以下「居住安定援助計画」という。）の認定等の事務に関し、法及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）の規定によるほか必要な事項について定めるものとする。

(手続の方法)

第2条 次に掲げる手続は、法第5章に規定する居住安定援助賃貸住宅事業に関して国が整備する居住サポート住宅情報提供システム（以下「システム」という。）により行うものとする。

- (1) 法第40条第1項の認定（以下「計画認定」という。）の申請
- (2) 法第44条第1項の変更の認定（以下「変更認定」という。）の申請
- (3) 法第44条第3項の廃止の届出
- (4) 法第45条及び第50条第1項の承認の申請
- (5) 法第49条の報告
- (6) 省令第21条第2項の提出

2 前項の規定にかかわらず、システムによる手続が困難であると市長が認めるときは、書面により同項各号の手続を行うことができる。この場合において、提出する書面の部数は、1部とする。

(認定通知書等)

第3条 法第43条第1項の通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、計画認定をしないこととしたときは、遅滞なく、理由を付して居住安定援助計画不認定通知書（様式第2号）により当該計画認定の申請をした者に通知するものとする。

(変更認定通知書等)

第4条 法第44条第2項において準用する法第43条第1項の通知は、居住安定援助計画の変更認定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、変更認定をしないこととしたときは、遅滞なく、理由を付して居住安定援助計画の変更不認定通知書（様式第4号）により当該変更認定の申請をした者に通知するものとする。

(軽微な変更の届出書)

第5条 省令第21条第2項の届出書は、居住安定計画の軽微な変更届出書（様式第5号）とする。

(廃止の届出書)

第6条 法第44条第3項の規定による届出は、省令第23条第1項の届出書に廃止に係る報告書（様式第6号）及び入居者名簿（様式第7号）を添えて行うものとする。

2 前項の届出は、その廃止しようとする日の30日前までに行うものとする。

(専用賃貸住宅の目的外使用に関する承認通知書等)

第7条 法第50条第2項の通知は、居住安定援助賃貸住宅目的外使用に係る承認通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 市長は、法第50条第1項の承認をしないこととしたときは、遅滞なく、理由を付して居住安定援助賃貸住宅目的外使用に係る不承認通知書（様式第9号）により当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(報告徴収に関する報告書)

第8条 法第54条第1項の規定による業務に関する必要な報告は、業務実施状況等報告書(様式第10号)により行うものとする。

(改善命令に関する命令書等)

第9条 法第55条の規定による命令は、居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善命令書(様式第11号)により行うものとする。

2 前項の命令を受けた者は、速やかに、居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善等報告書(様式第12号)により市長に報告しなければならない。

(認定取消書)

第10条 法第56条第3項の通知は、居住安定援助計画認定取消通知書(様式第13号)により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、居住安定援助計画の認定等について必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。